

新計画 第3次深川市男女共同参画計画事業一覧表

具体的な施策の取り組み一覧

基本目標 計画の基 本方向	項番	施策	取り組み	再掲	R05事業計画	担当所管	ページ
I-1-(1)	1	男女共同参画に関する啓発事業の開催	①「男女共同参画週間」などの機会を通じ、市民、事業所などに理解が深まるよう、啓発事業の充実に努めます。		男女共同参画市民フォーラム等の研修会を開催します。	企画財政課	P11
I-1-(1)	1	男女共同参画に関する啓発事業の開催	①「男女共同参画週間」などの機会を通じ、市民、事業所などに理解が深まるよう、啓発事業の充実に努めます。		平成27年9月施行「女性の職業生活における活躍推進に関する法律」に係る制度の周知に努めます。 〔項番26①と関連〕	企画財政課	P11
I-1-(1)	1	男女共同参画に関する啓発事業の開催	②男女共同参画への関心を高めるため、関係する図書資料の充実に努めます。		図書館展示コーナーを利用して啓発を進めます。	生涯学習スポーツ課 企画財政課	P11
I-1-(1)	2	多様なメディアを活用した広報啓発	①市民の誰もが男女共同参画についての理解を深められるよう、市ホームページなどの多様なメディアを活用した啓発に努めます。		市ホームページ等の活用を図り、男女共同参画に関係する最新情報を発信します。	企画財政課	P11
I-1-(1)	3	男女共同参画事業への市民参画の促進	①男女共同参画に関する啓発事業などに対する市民参加の促進に努めます。		男女平等参画推進協議会と連携し、市民ニーズを反映した研修会等の事業運営を図ります。〔項番1①と関連〕	企画財政課	P11
I-1-(2)	4	調査・情報収集の実施	①市民、事業所などを対象に男女共同参画に関する意識調査の実施に努めます。		深川市男女共同参画計画の見直しなど必要に応じて意識調査を実施します。	企画財政課	P11
I-1-(2)	4	調査・情報収集の実施	②各種の統計資料の中から、格差や差別など社会問題を反映した情報収集に努めます。		深川市労働基本調査を本年度実施します。	商工労政課	P11
I-1-(2)	4	調査・情報収集の実施	③市で行われている各種相談業務から実態の把握に努めます。		市で行われている各種相談業務から女性などの問題の実態把握に努めます。	企画財政課	P11
I-1-(2)	5	情報の提供	①男女共同参画に関係する調査、統計などの情報について、市民、団体及び事業所などへの提供に努めます。		男女共同参画に関係する調査、統計などの情報について、市民、団体及び事業所などに提供します。	企画財政課	P11
I-1-(3)	6	発行・発信されるメディアにおける配慮	①事業所、団体などの発行物における人権・男女共同参画への配慮について啓発に努めます。		「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」や国が発行している副教材などを市ホームページで周知し活用を図ります。	企画財政課	P12
I-1-(3)	6	発行・発信されるメディアにおける配慮	①事業所、団体などの発行物における人権・男女共同参画への配慮について啓発に努めます。		市の発行物などについて、「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」や国が発行している副教材などに基づき、適切な表現に努めます。	全課	P12
I-1-(3)	7	メディア・リテラシーの育成	①学校教育において、メディアを通じて流れる情報には人権侵害とされる情報もあるため、情報を主体的に収集、判断する能力、また適切に発信する能力を身に付けるため、メディア・リテラシーやICTリテラシーの向上推進に努めます。		作成した「情報活用能力観点別一覧」を活用し、児童生徒の発達段階に応じて指導します。	学務課	P12
I-1-(3)	7	メディア・リテラシーの育成	②デジタルデバйд解消を目指し、要望を取り入れながらパソコンやスマートフォンなどのICT機器の操作に不慣れな方を対象としたIT講習会の開催に努めます。		インターネット等に関する講習会を開催し、メディア・リテラシーの向上について、学習の機会を設けていきます。	総務課	P12
I-1-(3)	7	メディア・リテラシーの育成	③コンピュータや情報技術関連の研修会や講座において、メディア・リテラシーの向上に努めます。		札幌高等技術専門学院等による職業訓練機関の制度周知に努めます。	商工労政課	P12
I-2-(1)	8	家庭教育の重要性の啓発	①幼稚園、保育所に通う乳幼児の保護者を対象とした健康教育の機会を通じ、啓発に努めます。		家庭の健康を担う保護者が健康づくりの大切さを自覚し、生涯を通じた健康づくりができるよう支援する教室「ヘルシーファミリー教室」を開催します。 ※令和4年度から事業名変更	健康・子ども課	P14
I-2-(1)	8	家庭教育の重要性の啓発	②学習機会の充実に図るとともに、子育てなどへの、特に男性の参加促進に努めます。(親子クラブ、家庭教育学級、子育て支援センターによる子育て講座など)	〔項番37②再掲〕	幼児の特性についての理解と家庭教育の重要性の認識を深めるため、親子クラブを開催します。また、父親の積極的な育児参加を促進します。	健康・子ども課	P14
I-2-(1)	8	家庭教育の重要性の啓発	②学習機会の充実に図るとともに、子育てなどへの、特に男性の参加促進に努めます。(親子クラブ、家庭教育学級、子育て支援センターによる子育て講座など)	〔項番37②再掲〕	子を持つ親ばかりでなく地域住民も含めた家庭教育・学社融合推進事業を支援します。	生涯学習スポーツ課	P14
I-2-(1)	8	家庭教育の重要性の啓発	②学習機会の充実に図るとともに、子育てなどへの、特に男性の参加促進に努めます。(親子クラブ、家庭教育学級、子育て支援センターによる子育て講座など)	〔項番37②再掲〕	子育て支援センターの事業(パパと遊ぼう)を年2回開催します。	健康・子ども課	P14
I-2-(2)	9	平等教育の充実	①人権の尊重を基盤とした男女平等教育の充実に努めます。		教科・道徳・特別教育活動を通して人権尊重を基盤とした教育の推進に努めます。	学務課	P14
I-2-(2)	9	平等教育の充実	②職業は、自分の幸福と社会を支えるという両面において重要であるため、生きがいのある人生を実現できるようキャリア教育等を通して、勤労の尊さや意義の理解に努めます。		学校教育において、職場体験活動等を利用し、キャリア教育及び男女共同参画の意義についての学習の場を提供していきます。	学務課	P14
I-2-(2)	9	平等教育の充実	③勤労の尊さや意義を理解し、キャリア教育と関連させて、働くことについての理解を通して、職業に対する正しい考え方を育みます。		学校教育において、職場体験活動等を利用し、キャリア教育及び男女共同参画の意義についての学習の場を提供していきます。	学務課	P14

基本目標 計画の基 本方向	項番	施策	取り組み	再掲	R05事業計画	担当所管	ページ
I-2-(2)	10	男女共同参画に関する教職員研修の充実	①人権教育、男女平等教育等の各種教職員研修会の情報提供や研修に参加しやすい環境整備に努めます。		各種教職員研修会などへの参加	学務課	P14
I-2-(2)	11	義務教育課程以外の関係者などへの意識啓発	①幼稚園、保育所、高等学校、大学の関係者及び保護者などに対して、男女共同参画の視点に立って意識啓発に努めます。		男女共同参画に関係する研修会等の開催にあたっては、教育関係者や保護者にも周知します。	健康子ども課、学務課、地域振興課	P14
I-2-(2)	11	義務教育課程以外の関係者などへの意識啓発	①幼稚園、保育所、高等学校、大学の関係者及び保護者などに対して、男女共同参画の視点に立って意識啓発に努めます。		男女共同参画に関係する研修会等の開催にあたっては、保育士等にも周知します。	健康・子ども課	P14
I-2-(2)	11	義務教育課程以外の関係者などへの意識啓発	①幼稚園、保育所、高等学校、大学の関係者及び保護者などに対して、男女共同参画の視点に立って意識啓発に努めます。		市立高等看護学院において男女共学を推進し、男女共同参画の視点に立った運営に努めます。	市立高等看護学院	P14
I-2-(3)	12	エンパワーメント支援のための学習機会の充実	①誰もが自立し、主体的に社会のあらゆる分野に参画していくために必要な力をつけるため、生涯にわたる学習機会の充実に努めます。(各種講演会、研修会、講座など)		働く女性などを対象に教養講座を開催します。	商工労政課	P15
I-2-(3)	12	エンパワーメント支援のための学習機会の充実	①誰もが自立し、主体的に社会のあらゆる分野に参画していくために必要な力をつけるため、生涯にわたる学習機会の充実に努めます。(各種講演会、研修会、講座など)		公民館講座、生涯学習推進事業、出前講座など各種研修会、講座を実施します。	生涯学習スポーツ課	P15
I-2-(3)	12	エンパワーメント支援のための学習機会の充実	①誰もが自立し、主体的に社会のあらゆる分野に参画していくために必要な力をつけるため、生涯にわたる学習機会の充実に努めます。(各種講演会、研修会、講座など)		男女共同参画フォーラムの実施 〔項番1①再掲〕	企画財政課	P15
I-2-(3)	12	エンパワーメント支援のための学習機会の充実	①誰もが自立し、主体的に社会のあらゆる分野に参画していくために必要な力をつけるため、生涯にわたる学習機会の充実に努めます。(各種講演会、研修会、講座など)		市民参画による生涯学習推進会議を設置し、学習者主体の学習機会を提供します。	生涯学習スポーツ課	P15
I-2-(3)	12	エンパワーメント支援のための学習機会の充実	②人材育成に係る各種研修派遣事業において、参加を促進し、リーダー養成に努めます。		深川市人材育成事業の活用を図り、女性リーダーなどの養成を進めます。	企画財政課	P15
I-2-(3)	12	エンパワーメント支援のための学習機会の充実	②人材育成に係る各種研修派遣事業において、参加を促進し、リーダー養成に努めます。		市民参加による市主催事業において、育児、就労などで時間の制約を受けやすい人々が参加しやすい開催日時の設定について配慮に努めます。	全課	P15
I-2-(3)	12	エンパワーメント支援のための学習機会の充実	②人材育成に係る各種研修派遣事業において、参加を促進し、リーダー養成に努めます。		市主催の講演会などへの参加機会を拡大するため、託児付での事業開催に努めます。	全課	P15
I-2-(3)	13	コミュニティ関連施設の利用促進	①すべての人の多様な生き方を支援する場として、また、多くの市民が気軽に集まれる「居場所」として利用しやすい公民館・コミュニティセンターなどの施設運営に努めます。		利用しやすい公民館の運営に努めます。	生涯学習スポーツ課	P15
I-2-(3)	13	コミュニティ関連施設の利用促進	①すべての人の多様な生き方を支援する場として、また、多くの市民が気軽に集まれる「居場所」として利用しやすい公民館・コミュニティセンターなどの施設運営に努めます。		利用しやすいコミュニティセンターの運営に努めます。	総務課自治防災室	P15
I-3-(1)	14	あらゆる暴力根絶のための啓発	①広報紙への掲載やパンフレットなどによる啓発に努めるとともに関係法令の周知に努めます。		広報紙への掲載やパンフレットなどによる啓発に努めます。	健康・子ども課 ほか関係課	P19
I-3-(1)	15	あらゆるハラスメント防止のための啓発	①ハラスメント防止のため、社会的認識の醸成を図るための啓発に努めます。	〔項番27再掲〕	市ホームページの活用を図り、ハラスメントの防止に関する情報を発信します。	企画財政課	P19
I-3-(1)	15	あらゆるハラスメント防止のための啓発	②事業所などにおいて、ハラスメント防止対策が講じられるよう関係法令や制度の周知、情報提供に努めます。	〔項番27再掲〕	調査実施時の資料配布や市ホームページを活用した情報提供に努めます。	商工労政課	P19
I-3-(1)	15	あらゆるハラスメント防止のための啓発	②事業所などにおいて、ハラスメント防止対策が講じられるよう関係法令や制度の周知、情報提供に努めます。	〔項番27再掲〕	市内事業所に先駆けて、庁内にハラスメント防止のための推進体制の整備を検討します。庁内ハラスメント防止に関する基本方針及び対策要領に基づき、男女が対等平等な関係で快適に働くことができる職場環境の確保に努めます。	総務課	P19
I-3-(1)	16	支援体制の整備と相談窓口の周知	①被害者とその児童の一時保護や緊急避難のため、行政関係部署や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルターなどの関係機関・団体と連携を密にし、その安全確保など迅速かつ総合的な支援体制の整備に努めます。		被害者とその児童の一時保護や緊急避難のため、行政関係部署や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルターなどの関係機関・団体と連携を密にし、その安全確保など迅速かつ総合的な支援体制の整備に努めます。	健康・子ども課	P19
I-3-(1)	16	支援体制の整備と相談窓口の周知	②DVなど人権侵害に関する行政関係相談窓口との連携・充実に努めるとともに、相談窓口の周知に努めます。		DVなど人権侵害に関する行政関係所管との連携・充実に努めるとともに、相談窓口の周知に努めます。	健康・子ども課 ほか関係課	P19
I-3-(1)	16	支援体制の整備と相談窓口の周知	③家庭内で潜在化するDVの早期発見のため、広範囲な情報網を整備し、情報収集に努めます。		市ホームページなどを活用し、個人の問題だけではなく社会的問題である認識を浸透させ、情報収集に努めます。	健康・子ども課 ほか関係課	P19

基本目標 計画の基 本方向	項番	施策	取り組み	再掲	R05事業計画	担当所管	ページ
I-3-(1)	16	支援体制の整備と相談窓口の周知	④相談担当職員の研修機会の充実を図り、資質の向上に努めます。		相談担当職員の研修機会の充実を図り、資質の向上に努めます。	健康・子ども課 ほか関係課	P19
I-3-(1)	16	支援体制の整備と相談窓口の周知	⑤法に基づき、DV、ストーカー被害者保護のため、住民基本台帳などの閲覧及び写しの交付やマイナンバー制度における情報連携について、行政関係部署による体制を整備し、不当目的で利用されないよう制限を行います。		DV、ストーカー被害者保護のため、住民基本台帳などの閲覧及び写しの交付について、不当目的で利用されないよう制限を行います。	市民課及び関係部署	P19
I-3-(1)	16	支援体制の整備と相談窓口の周知	⑥困難な問題を抱える女性、アダルトビデオ出演被害者、性犯罪・性暴力被害者などが相談しやすい環境を整えるため、国・北海道・NPOなどが取り組むワンストップ支援センター等の周知・広報に努めます。		困難な問題を抱える女性、アダルトビデオ出演被害者、性犯罪・性暴力被害者などが相談しやすい環境を整えるため、国・北海道・NPOなどが取り組むワンストップ支援センター等の周知・広報に努めます。	健康・子ども課 ほか関係課	P20
I-3-(1)	17	性犯罪・性暴力を誘発しない地域防犯体制の充実	①市防犯協会と連携し、地域防犯体制の充実に努めます。		市防犯協会など関係機関や団体と連携し、防犯パトロールを中心とした防犯活動を実施します。	総務課自治防災室	P20
I-3-(2)	18	性に関する教育の充実	①性に関して、児童・生徒の発達段階や実態、心身の発育・発達における個人差などにも留意した指導に努めます。		児童・生徒の発達段階に応じて、教科の中で指導していきます。	学務課	P20
I-3-(2)	18	性に関する教育の充実	②児童、生徒や保護者からの性に関する相談に適切に対応できるよう、相談窓口の充実に努めます。		少年相談室、家庭児童相談室、しらかば教室において、児童・生徒や保護者からの相談に対応します。また、学校現場では、生徒指導カウンセラーにより対応します。	学務課・生涯学習スポーツ課・健康・子ども課	P20
I-3-(2)	18	性に関する教育の充実	③性に関する教育についての各種教職員研修会の情報提供や研修に参加しやすい環境整備に努めます。		研修会の参加を奨励します。	学務課	P20
I-3-(2)	18	性に関する教育の充実	④乳幼児健診や親子クラブなどの機会を通じ、命の大切さや性の理解の普及に努めます。		乳幼児の健康の保持、増進を図ることを目的に、心身の発達に課題を持った児を早期に把握し、適切な指導を行います。また、育児や生活習慣、予防接種、歯科の指導などを行うことにより、親が安心して育児でき、児が健やかに成長・発達できるよう支援します。	健康・子ども課	P20
I-3-(2)	18	性に関する教育の充実	④乳幼児健診や親子クラブなどの機会を通じ、命の大切さや性の理解の普及に努めます。		安心して子育てができるために保護者の育児上の相談に応じます。また、育児のための知識や情報を提供します。	健康・子ども課	P20
I-3-(2)	18	性に関する教育の充実	④乳幼児健診や親子クラブなどの機会を通じ、命の大切さや性の理解の普及に努めます。		幼児の特性についての理解と家庭教育の重要性の認識を深めるため、親子クラブを開催します。また、父親の積極的な育児参加を促進します。	健康・子ども課	P20
I-3-(2)	18	性に関する教育の充実	④乳幼児健診や親子クラブなどの機会を通じ、命の大切さや性の理解の普及に努めます。		赤ちゃんふれあい教室：子どもたちが生命・性について知る機会とし、自分と人を大切にしている行動がとれることを目的に、要望に応じて中学生を対象に実施します。	健康・子ども課	P20
I-3-(2)	18	性に関する教育の充実	⑤性の理解、母子の健康に関する知識の普及・啓発のため、健康教室の開催に努めます。		生涯学習出前講座、各種団体などからの要望に応じ、随時健康教室を開催します。	健康・子ども課	P20
I-3-(2)	18	性に関する教育の充実	⑥思春期特有の悩みについて、相談の充実に努めます。また、北海道が行う思春期相談・セミナーなどの事業との連携に努めます。		随時、電話や面接、訪問で相談に応じ、必要な方には、道が行う思春期相談などを紹介します。	健康・子ども課	P20
I-3-(2)	19	有害環境の改善	①人権侵害や性の商品化にあたる情報や商品から子どもたちを保護するため、意識啓発や取扱店での調査など、青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害環境の改善に努めます。		書店などの調査を行い、青少年に有害な図書等の販売や陳列の仕方について、設置者へ協力を要請します。	生涯学習スポーツ課	P20
I-3-(2)	20	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての意識啓発	①思春期を対象に、性や妊娠・出産に関する正しい知識の浸透を図ります。また、喫煙による健康被害や分煙について伝え、生涯を通じて自身の健康のための選択ができるよう知識の普及に努めます。		ダメダメたばこ教室：子どもたちが将来たばこによる健康被害をうけることを防止し、たばこの健康被害から守れる地域づくりを目的に、要望に応じて小学校6年生を対象に教室を実施します。 赤ちゃんふれあい教室：子どもたちが生命・性について知る機会とし、自分と人を大切にしている行動がとれることを目的に、要望に応じて中学生を対象に実施します。	健康・子ども課	P20
I-3-(2)	21	LGBTQ+など性的少数者の方への理解促進	①差別や偏見をなくすため、LGBTQ+など性的少数者が理解されるよう市ホームページなどを活用した啓発に取り組みます。		市ホームページなどを活用し、啓発に取り組みます。	企画財政課	P20
I-3-(2)	21	LGBTQ+など性的少数者の方への理解促進	②国、北海道、他自治体の動向を踏まえながら、パートナーシップ制度の導入を進めます。		パートナーシップ制度を導入します。	企画財政課	P20
II-1-(1)	22	審議会などへの女性委員の登用促進	①審議会などへの女性登用の目標を引き続き40%に定め、人材の情報収集・活用により早期実現に努めます。また、登用状況について広く公表に努めます。		第3次深川市男女共同参画計画に沿って検討を進めます。	企画財政課(全課)	P23
II-1-(1)	22	審議会などへの女性委員の登用促進	①審議会などへの女性登用の目標を引き続き40%に定め、人材の情報収集・活用により早期実現に努めます。また、登用状況について広く公表に努めます。		審議会などへの女性委員の登用状況について、市ホームページで公表します。	企画財政課	P23
II-1-(1)	22	審議会などへの女性委員の登用促進	②多様な意見が市政に反映されるよう、一方の性別のみで構成されている審議会などの解消に努めます。		一方の性別のみで構成されている審議会などの解消を進めます。	全課	P23
II-1-(1)	22	審議会などへの女性委員の登用促進	③幅広い分野から女性の参画を促進するため、委員選任の際には、重複登用や公募枠などを十分考慮するとともに、関係機関や団体などからの推薦により委員を選考する際は、女性委員の登用を促進するため協力を要請します。		関係機関や団体などからの推薦により委員を選考する際は、女性委員の登用を促進するため協力を要請します。	全課	P23
II-1-(2)	23	女性の登用促進に向けた啓発	①政策・方針決定過程などへの女性の参画の重要性について、あらゆる機会を通して啓発・情報提供に努めます。		政策・方針決定過程などへの女性の参画をテーマとした研修会・学習会への参加促進を図ります。	企画財政課	P24
II-1-(2)	23	女性の登用促進に向けた啓発	②事業所や各種機関、団体などで女性の登用が促進されるよう理解と協力を働きかけます。		事業所などに対する女性登用の促進について、本年度実施する深川市労働基本調査時に行います。	商工労政課	P24

基本目標 計画の基 本方向	項番	施策	取り組み	再掲	R05事業計画	担当所管	ページ
II-1-(2)	23	女性の登用促進に向けた啓発	②事業所や各種機関、団体などで女性の登用が促進されるよう理解と協力を働きかけます。		女性職員の多様な職業経験の形成につながるよう、職場配置に努めます。	総務課	P24
II-1-(2)	23	女性の登用促進に向けた啓発	②事業所や各種機関、団体などで女性の登用が促進されるよう理解と協力を働きかけます。		管理職には、性別にかかわらず能力や適性に応じた職員の登用を図ります。	総務課	P24
II-1-(2)	23	女性の登用促進に向けた啓発	②事業所や各種機関、団体などで女性の登用が促進されるよう理解と協力を働きかけます。		職員の育成と能力開発のため、研修機会の充実を図るとともに、女性職員の参加機会の拡大に努めます。	総務課	P24
II-1-(2)	23	女性の登用促進に向けた啓発	②事業所や各種機関、団体などで女性の登用が促進されるよう理解と協力を働きかけます。		深川市役所については、深川市特定事業主行動計画に基づき、仕事と生活の調査(ワーク・ライフ・バランス)の実現が図られるよう、働きやすい職場環境づくりに努めます。	総務課	P24
II-1-(2)	24	市の管理職への女性登用の促進	①市女性職員の管理職への登用について、「深川市特定事業主行動計画」で掲げる、課長職以上の女性管理職の割合を20%以上にする目標の達成に努め、行政における女性の参画を促進します。		市女性職員の管理職への登用について、「深川市特定事業主行動計画」で掲げる、課長職以上の女性管理職の割合を20%以上にする目標の達成に努め、行政における女性の参画を促進します。	総務課	P24
II-1-(2)	25	市政への関心を高める機会の充実・支援	①性別にかかわらず広く市民、団体からの意見を聴く機会の充実を図り、市政参画への意識の高揚に努めます。		広報紙に年2回、市民が市政への意見や要望を書いて郵送する用紙「市長への手紙」を折り込みます。市役所本庁舎1階ロビーに市民が意見などを投書する箱を常設します。	総務課	P24
II-1-(2)	25	市政への関心を高める機会の充実・支援	②市民団体、グループなどが行う政治や行政に関する主体的な学習活動の支援に努めます。		団体、グループなどが行う政治や行政に関する主体的な学習活動の支援に努めます。	生涯学習スポーツ課・企画財政課	P24
II-1-(2)	25	市政への関心を高める機会の充実・支援	③市民参画型事業の拡充を図る中で、女性の登用促進に努めます。		生涯学習推進会議委員に女性を登用して生涯学習推進事業の企画運営を行うことや社会教育事業に女性の講師を招くこと等を通じて、女性の登用促進に努めます。	生涯学習スポーツ課	P24
II-2-(1)	26	雇用機会の均等と待遇確保のための啓発・支援	①事業所などに対して、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法などの関係法令や制度の周知、情報提供に努めます。	[項番 48①再 掲]	男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法、パートタイム労働法などの関係法令の改正があった場合には、市広報紙などを通じ周知に努めます。	商工労政課	P29
II-2-(1)	26	雇用機会の均等と待遇確保のための啓発・支援	①事業所などに対して、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法などの関係法令や制度の周知、情報提供に努めます。	[項番 48①再 掲]	制度の周知に努めます。	企画財政課	P29
II-2-(1)	26	雇用機会の均等と待遇確保のための啓発・支援	②関係機関と連携して、労働環境に関する相談の充実を努めます。		関係機関と連携して、雇用者からの労働相談に対応します。	商工労政課	P29
II-2-(1)	26	雇用機会の均等と待遇確保のための啓発・支援	③労働基本調査の実施により、労働実態を把握し、関連施策への反映に努めます。		本年度、深川市労働基本調査を実施します。	商工労政課	P29
II-2-(1)	26	雇用機会の均等と待遇確保のための啓発・支援	④女性の多様な就業ニーズが社会的に認識されるよう啓発に努めます。		女性の多様な就業ニーズが社会的に認識されるよう啓発に努めます。	企画財政課	P29
II-2-(1)	27	あらゆるハラスメント防止のための啓発	①ハラスメント防止のため、社会的認識の醸成を図るための啓発に努めます。	[項番 15再 掲]	市ホームページの活用を図り、ハラスメントの防止に関する情報を発信します。	企画財政課	P29
II-2-(1)	27	あらゆるハラスメント防止のための啓発	②事業所などにおいて、ハラスメント防止対策が講じられるよう関係法令や制度の周知、情報提供に努めます。	[項番 15再 掲]	調査実施時の資料配布や市ホームページを活用した情報提供に努めます。	商工労政課	P29
II-2-(1)	27	あらゆるハラスメント防止のための啓発	②事業所などにおいて、ハラスメント防止対策が講じられるよう関係法令や制度の周知、情報提供に努めます。	[項番 15再 掲]	庁内ハラスメント防止に関する基本方針及び対策要領に基づき、男女が対等平等な関係で快適に働くことができる職場環境の確保に努めます。	総務課	P29
II-2-(2)	28	職業能力開発・向上のための支援	①札幌高等技術専門学院等による職業訓練機関の制度周知に努めます。		札幌高等技術専門学院等による職業訓練機関の制度周知に努めます。	商工労政課	P30
II-2-(2)	29	就業機会拡大に向けた支援	①関係機関と連携して、雇用情報の提供や就業に関する相談体制の充実を努めます。		ハローワーク滝川と連携して、ホームページ等において、毎週、求人情報を提供します。	商工労政課	P30
II-2-(2)	29	就業機会拡大に向けた支援	②情報技術などを活用した新しい就業形態を促進するため、情報提供に努めます。		情報技術などを活用した新しい就業形態の取り組みに向け、情報提供に努めます。	商工労政課	P30
II-2-(2)	29	就業機会拡大に向けた支援	③異業種交流により就業情報などについての相互提供が図られるよう、働く婦人の家などの施設の利用促進に努めます。		働く婦人の家施設の利用促進に努めます。	商工労政課	P30
II-2-(2)	29	就業機会拡大に向けた支援	④雇用機会の拡大に向けてワークシェアリングの普及・啓発に努めます。		ワークシェアリング奨励のための各種制度の周知に努めます。	商工労政課	P30
II-2-(2)	30	起業に対する支援	①関係機関と連携して、起業を目指す人への指導、助言を行うとともに、融資制度の活用を図ります。		中小企業大学校への参加助成を行います。	商工労政課・地域振興課	P30
II-2-(4)	31	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進	①ワーク・ライフ・バランスの必要性に関する社会的機運の醸成のため、様々な機会を通じた啓発に努めます。		ワーク・ライフ・バランスの考え方についてホームページ等を通じて普及・啓発を行います。	企画財政課	P30

基本目標 計画の基 本方向	項番	施策	取り組み	再掲	R05事業計画	担当所管	ページ
Ⅱ-2-(4)	32	多様な保育サービスの充実	①仕事と育児の両立支援のため、乳児保育、障がい児保育、一時的保育及び開所時間延長など多様な保育サービスの充実に努めます。また、これら多機能な保育環境をさらに充実させた保育施設の整備を検討します。		仕事と育児の両立支援のため、乳児保育、障がい児保育、一時保育及び開所時間延長など多様な保育サービスの充実に努めます。また、これら多機能な保育環境をさらに充実させた保育施設の整備を検討します。	健康・子ども課	P30
Ⅱ-2-(4)	32	多様な保育サービスの充実	②保育ボランティアを活用した「子育てサポートふかがわ」の活動を支援し、地域子育てネットワークの充実に努めます。	[項番38③再掲]	保育ボランティアを活用した「子育てサポートふかがわ」の活動を支援し、地域子育てネットワークの充実に努めます。	健康・子ども課	P30
Ⅱ-2-(4)	33	放課後児童対策の促進	①就労などにより放課後帰宅後も保護者が不在となる児童を対象とした学童保育の充実に努めます。		就労などにより放課後帰宅後も保護者が不在となる児童を対象とした学童保育の充実に努めます。	健康・子ども課	P30
Ⅱ-2-(4)	33	放課後児童対策の促進	②児童の放課後生活を豊かにする子どもの居場所「生き生きスポット」や児童センター機能の充実に努めます。	[項番38④再掲]	子どもの居場所「生き生きスポット」(生きがい文化センター内)において、放課後等における児童・生徒の安全な活動場所を確保するとともに、様々な体験活動を通じて健全な育成を図ります。	生涯学習スポーツ課	P30
Ⅱ-2-(4)	33	放課後児童対策の促進	②児童の放課後生活を豊かにする子どもの居場所「生き生きスポット」や児童センター機能の充実に努めます。	[項番38④再掲]	多様な行事の実施により、地域の人々との交流に努めながら、児童センターの施設の利用を促進します。	健康・子ども課	P30
Ⅱ-2-(4)	34	事業所における仕事と育児・介護の両立に関する取り組みの促進	①育児・介護休業法やパートタイム労働法の普及・啓発に努めます。		男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法、パートタイム労働法などの関係法令の改正があった場合には、市広報紙などを通じ周知に努めます。	商工労政課	P31
Ⅱ-2-(4)	34	事業所における仕事と育児・介護の両立に関する取り組みの促進	②事業所における育児・介護休業制度の実態を把握し、関連施策への反映に努めます。		深川市労働基本調査時に行うため本年度実施します。 育児休業を推進する企業に助成金を支給する「育児休業取得支援事業」を実施します。	商工労政課	P31
Ⅱ-2-(4)	34	事業所における仕事と育児・介護の両立に関する取り組みの促進	③働くすべての人の仕事と他の活動の両立が図られるよう、事業所に対し弾力的な勤務時間の導入や有給休暇の取得しやすい労働環境づくりに向けて理解と協力を働きかけます。	[項番42④再掲]	深川市労働基本調査時に行うため本年度実施します。	商工労政課	P31
Ⅱ-2-(4)	34	事業所における仕事と育児・介護の両立に関する取り組みの促進	④国などの仕事と育児・介護の両立を支援する制度の普及啓発と情報提供に努めます。		仕事と育児・介護の両立を支援する国などの制度の普及啓発と情報提供に努めます。	商工労政課	P31
Ⅱ-2-(3)	35	経営などへの女性の参画の促進	①農業、経済団体と連携して、経営の方針決定過程への女性の参画が促進されるよう啓発に努めます。		農業、経済団体と連携して、経営の方針決定過程への女性の参画が促進されるよう啓発に努めます。	商工労政課・農政課	P31
Ⅱ-2-(3)	35	経営などへの女性の参画の促進	②農業、経済団体における役員に、女性の参画が促進されるよう理解と協力を働きかけます。		農業、経済団体における役員に、女性の参画が促進されるよう理解と協力を働きかけます。	商工労政課・農政課	P31
Ⅱ-2-(3)	36	女性の能力を発揮する活動の支援	①女性が生産、経営の担い手として幅広い技術を習得するための研修会や派遣事業などの充実に努めます。		JA女性部の活動に対し助成金を交付します。	農政課	P31
Ⅱ-2-(3)	36	女性の能力を発揮する活動の支援	①女性が生産、経営の担い手として幅広い技術を習得するための研修会や派遣事業などの充実に努めます。		中小企業大学校への参加助成を行います。	商工労政課	P31
Ⅱ-2-(3)	36	女性の能力を発揮する活動の支援	②女性グループなどによる農産物加工や農産物加工品の普及拡大などの活動支援に努めます。		女性グループの農産加工などの活動に対し助成金を交付します。	農政課	P31
Ⅱ-2-(3)	36	女性の能力を発揮する活動の支援	③商工業関係の女性グループの活動支援に努めます。		商店街振興組合等が主体的に行う研修活動に対して、支援を行います。	商工労政課	P31
Ⅱ-3-(1)	37	すべての人の家庭生活への参画に向けた意識啓発と学習機会の提供	①家事・育児・介護への参画について、社会的気運の醸成を図るための啓発に努めます。		幼児の特性についての理解と家庭教育の重要性の認識を深めるため、親子クラブを開催します。また、父親の積極的な育児参加を促進します。	健康・子ども課	P34
Ⅱ-3-(1)	37	すべての人の家庭生活への参画に向けた意識啓発と学習機会の提供	①家事・育児・介護への参画について、社会的気運の醸成を図るための啓発に努めます。		子育て支援センターの事業(パパと遊ぼう)を年2回開催します。	健康・子ども課	P34
Ⅱ-3-(1)	37	すべての人の家庭生活への参画に向けた意識啓発と学習機会の提供	②学習機会の充実を図るとともに、子育てなどへの、特に男性の参加促進に努めます。(親子クラブ、家庭教育学級、子育て支援センターによる子育て講座など)	[項番8②再掲]	[項番8②再掲]	生涯学習スポーツ課・健康・子ども課	P34
Ⅱ-3-(1)	37	すべての人の家庭生活への参画に向けた意識啓発と学習機会の提供	③国や北海道が取り組む男性の育児休業取得の推進及び働き方改革、男性の孤独・孤立対策などについて、必要に応じて周知・連携を図り、男性に対する家庭生活への参画促進に努めます。		国や北海道が取り組む男性の育児休業取得の推進及び働き方改革、男性の孤独・孤立対策などについて、男性に対する家庭生活への参画が促進されるよう努めます。	商工労政課	P34
Ⅱ-3-(1)	37	すべての人の家庭生活への参画に向けた意識啓発と学習機会の提供	③国や北海道が取り組む男性の育児休業取得の推進及び働き方改革、男性の孤独・孤立対策などについて、必要に応じて周知・連携を図り、男性に対する家庭生活への参画促進に努めます。		国や北海道が取り組む男性の育児休業取得の推進及び働き方改革、男性の孤独・孤立対策などについて、男性に対する家庭生活への参画が促進されるよう努めます。	健康・子ども課	P34
Ⅱ-3-(1)	38	子育てを担うための相談・支援	①乳幼児の発達段階に応じて、子育てについて適切な情報提供や相談を実施します。(育児相談、各種母子又は父子訪問指導、子育て支援センターの相談、家庭児童相談室の設置など)		幼児の特性についての理解と家庭教育の重要性の認識を深めるため、親子クラブを開催します。また、父親の積極的な育児参加を促進します。	健康・子ども課	P34

基本目標 計画の基 本方向	項番	施策	取り組み	再掲	R05事業計画	担当所管	ページ
Ⅱ-3-(1)	38	子育てを担うための相談・支援	①乳幼児の発達段階に応じて、子育てについて適切な情報提供や相談を実施します。(育児相談、各種母子又は父子訪問指導、子育て支援センターの相談、家庭児童相談室の設置など)		保育行政を通じ、家庭、食事、発育、発達、しつけなどについて適切な情報提供や相談・支援を実施します。	健康・子ども課	P34
Ⅱ-3-(1)	38	子育てを担うための相談・支援	②地域における子育て支援事業を行う「子育て支援センター」の機能充実を図るとともに、道営子育て支援住宅の集会所を利用した子育てサロン事業を継続実施し、子育て家庭を支援します		地域における子育て支援事業を行う「子育て支援センター」の機能充実を図るとともに、道営子育て支援住宅の集会所を利用した子育てサロン事業を継続実施し、子育て家庭を支援します。	健康・子ども課	P34
Ⅱ-3-(1)	38	子育てを担うための相談・支援	③保育ボランティアを活用した「子育てサポートふかがわ」の活動を支援し、地域子育てネットワークの充実に努めます。	[項番32②再掲]	保育ボランティアを活用した「子育てサポートふかがわ」の活動を支援し、地域子育てネットワークの充実に努めます。	健康・子ども課	P34
Ⅱ-3-(1)	38	子育てを担うための相談・支援	④児童の放課後生活を豊かにする子どもの居場所「生き生きスポット」や児童センター機能の充実に努めます。	[項番33②再掲]	子どもの居場所「生き生きスポット」(生きがい文化センター内)において、放課後等における児童・生徒の安全な活動場所を確保するとともに、様々な体験活動を通じて健全な育成を図ります。	生涯学習スポーツ課	P34
Ⅱ-3-(1)	38	子育てを担うための相談・支援	④児童の放課後生活を豊かにする子どもの居場所「生き生きスポット」や児童センター機能の充実に努めます。	[項番33②再掲]	多様な行事の実施により、地域の人々との交流に努めながら、児童センターの施設の利用を促進します。	健康・子ども課	P34
Ⅱ-3-(1)	39	子育て環境の整備	①育児に関わることのできる環境づくりのため、新設する市の公共施設の多目的トイレ内に、子どものおむつ取替用ベッドを設置します。		市の公共施設の多目的トイレ内に、子どものおむつ取替用ベッドを設置するよう努めます。	企画財政課	P34
Ⅱ-3-(2)	40	地域・社会活動における男女共同参画への意識啓発	①地域・社会活動への関心を高め、誰もがともに参画する意識の醸成を図られるよう啓発に努めます。		市コミュニティ運動推進委員会及び各地域コミュニティ活動推進団体を支援します。	総務課自治防災室	P35
Ⅱ-3-(2)	41	地域・社会活動への参画意識を育む教育の充実	①ボランティア等の社会奉仕活動への参画意識の醸成のため、地域や社会活動との関わりに努めます。		地域で行われる総合的な学習の時間や特別活動などにより、児童生徒の地域に対する関心を呼び起こし社会参加を促します。	学務課	P35
Ⅱ-3-(2)	41	地域・社会活動への参画意識を育む教育の充実	②青少年のボランティア活動への参画機会の提供を図るとともに、男女共同参画の視点に立って指導者の育成に努めます。		リーダー養成のための講習会を開催します。また、子ども会育成者の講習機会を設けます。	生涯学習スポーツ課	P35
Ⅱ-3-(2)	42	地域・社会活動へ参画しやすい環境の整備	①地域・社会活動に関心のある人が求めている情報の提供に努めます。		公民館サークル活動等の情報を提供します。	生涯学習スポーツ課	P35
Ⅱ-3-(2)	42	地域・社会活動へ参画しやすい環境の整備	①地域・社会活動に関心のある人が求めている情報の提供に努めます。		社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動や地域福祉活動に係る情報の提供に努めます。	社会福祉課	P35
Ⅱ-3-(2)	42	地域・社会活動へ参画しやすい環境の整備	②地域・社会活動団体の活動を支援し、誰もがともに参画できる機会の充実に努めます。		社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動の促進に努めます。	総務課自治防災室	P35
Ⅱ-3-(2)	42	地域・社会活動へ参画しやすい環境の整備	③生涯学習を行っている人々の学習成果が地域・社会活動に生かされるよう、活動機会の充実に努めます。		生涯学習推進会議、市民文化事業開催助成等学習者主体の活動機会を提供します。	生涯学習スポーツ課	P35
Ⅱ-3-(2)	42	地域・社会活動へ参画しやすい環境の整備	④働くすべての人の仕事と他の活動の両立が図られるよう、事業所に対し弾力的な勤務時間の導入や有給休暇の取得しやすい労働環境づくりに向けて理解と協力を働きかけます。	[項番34③再掲]	[項番34③再掲]	商工労政課	P35
Ⅱ-3-(2)	42	地域・社会活動へ参画しやすい環境の整備	④働くすべての人の仕事と他の活動の両立が図られるよう、事業所に対し弾力的な勤務時間の導入や有給休暇の取得しやすい労働環境づくりに向けて理解と協力を働きかけます。	[項番34③再掲]	市職員が、性別にかかわらず地域・社会活動へ参画しやすい職場環境の整備に努めます。	総務課	P35
Ⅱ-3-(3)	43	防災における男女共同参画への意識啓発等	①災害時や災害復興時における男女共同参画意識の重要性について啓発し、理解の促進に努めます。		防災教室・防災訓練等において、啓発に努めます。	総務課自治防災室	P35
Ⅱ-3-(3)	43	防災における男女共同参画への意識啓発等	②災害時対応や防災備品などについて男女共同参画の視点から適宜見直しを行います。		災害対応や防災備品を整備する際など適宜見直しを行います。	総務課自治防災室	P35
Ⅱ-3-(4)	44	国際理解のための学習機会の充実	①国際理解を深めるとともに、国際協調の精神を養うため、外国人とのコミュニケーションを図る楽しさや、異文化・価値の多様性を学ぶ機会の充実に努めます。		市内の国際交流団体などを通じ市民向けの国際理解に対する報告会や交流事業の開催を通じて、国際的な認識の浸透に努めます。	企画財政課	P35
Ⅱ-3-(4)	44	国際理解のための学習機会の充実	①国際理解を深めるとともに、国際協調の精神を養うため、外国人とのコミュニケーションを図る楽しさや、異文化・価値の多様性を学ぶ機会の充実に努めます。		多文化共生に向けた、外国人と共に暮らすことへの理解が図られるよう周知・啓発に努めるなど、国際的な認識の浸透に努めます。	企画財政課	P35

基本目標 計画の基 本方向	項番	施策	取り組み	再掲	R05事業計画	担当所管	ページ
Ⅱ-3-(4)	45	国際交流の推進	①海外派遣、留学などの参加機会の充実を図ることにより、広い視野と国際的感覚を持った人材の育成に努めます。		[項番12②関連]	企画財政課	P35
Ⅱ-3-(4)	45	国際交流の推進	②異文化の相互理解を深めるため、国際交流団体への支援や関係団体とのネットワーク化を図ることにより、市民レベルでの国際交流の推進に努めます。		市内の国際交流団体への支援や関係団体との協力した事業展開を図り、市民レベルでの国際交流の推進に努めます。	企画財政課	P35
Ⅲ-1-(1)	46	妊産婦に対する母子保健サービスなどの充実	①妊娠、出産の安全性を確保するため、妊娠期間中の健康診査の重要性について周知を図るとともに、妊婦健康診査の充実に努めます。		妊娠届出時に、妊産婦健康診査受診票を交付し、妊産婦健康診査の重要性を周知します。 母子手帳交付時に14回分の妊婦健康診査受診票と6回分の超音波検査受診票、2回分の産婦健康診査受診票を交付します。	健康・子ども課	P38
Ⅲ-1-(1)	46	妊産婦に対する母子保健サービスなどの充実	②妊娠、出産、育児の不安軽減のため、健康相談や訪問指導、マタニティサロンなどの母子保健サービスの充実に努めます。		母子健康手帳などを交付し、母子保健情報の普及・啓発を行います。また、妊産婦健康診査受診票を交付し妊娠特有の異常を早期に発見し、必要に応じ適切な援助をすることで、母性の健康増進を図ります。 妊娠・出産応援交付金事業では、妊婦の方に妊産婦健診支援分36,000円と、出生順位に応じた妊娠・出産応援分(第1子 300,000円、第2子300,000円、第3子以降500,000円)を合計した額を現金で交付します。 出産後は市立病院助産師による「育児相談サロンにここ」を無料で利用できる来院型相談、市立病院助産師と同行訪問する訪問型相談を行う産後ケア・産後サポート事業を実施します。	健康・子ども課	P38
Ⅲ-1-(1)	46	妊産婦に対する母子保健サービスなどの充実	③経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦の支援に努めます。		経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦の支援に努めます。	健康・子ども課	P38
Ⅲ-1-(1)	47	望んだ時期に望んだ妊娠の支援	①母子の健康を考慮し、望んだ時期に望んだ妊娠ができるよう知識の普及や相談の充実に努めます。		保健師や栄養士が、随時電話や面接、訪問で相談に応じます。	健康・子ども課	P38
Ⅲ-1-(1)	47	望んだ時期に望んだ妊娠の支援	②不妊治療を受けた夫婦の経済的な負担を軽減するため、不妊治療に要する費用への支援を行います。		特定不妊治療および一般不妊治療に要した費用のうち健康保険等による給付の額を除いた自己負担額を助成します。 助成額を拡充したことについてホームページや広報等で周知していきます。	健康・子ども課	P38
Ⅲ-1-(1)	47	望んだ時期に望んだ妊娠の支援	③不妊や不妊治療による精神的負担の軽減を図るため、不妊専門相談センターや医療施設などと連携し、相談・情報提供の充実に努めます。		保健師や栄養士が、随時電話や面接、訪問で相談に応じます。	健康・子ども課	P38
Ⅲ-1-(1)	48	働く場における母性保護の促進	①事業所などに対して、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法などの関係法令や制度の周知、情報提供に努めます。	[項番26①再掲]	[項番26①再掲]	商工労政課	P39
Ⅲ-1-(1)	48	働く場における母性保護の促進	②妊娠中及び出産後の女性労働者が医師などから指導を受けた場合、その指導事項が事業主に的確に伝達されるよう、母性健康管理指導事項連絡カードの制度周知と利用促進に努めます。		妊娠届出時に母性健康管理に関する制度について説明し、利用を促します。休業要請等をする際に活用する母性健康管理指導事項連絡カードは母子健康手帳に様式を掲載しています。	健康・子ども課	P39
Ⅲ-1-(2)	49	保健知識の普及	①女性の一生を通じて思春期や更年期など心身の変化とともに生じがちな健康上の課題やHIV/エイズ・性感染症についての知識の普及に努めます。		赤ちゃんふれあい教室:子どもたちが生命・性について知る機会とし、自分と人を大切に行動がとれることを目的に、要望に応じて中学生を対象に実施します。	健康・子ども課	P39
Ⅲ-1-(2)	49	保健知識の普及	②保健推進員など健康づくりのリーダーを養成し、女性の健康づくりを支援します。		市民の健康保持増進を図るため、地域と行政との連携を図り、地域住民が健康づくりに自主的に参加できるよう支援します。	健康・子ども課・高齢者支援課	P39
Ⅲ-1-(2)	49	保健知識の普及	③母性機能に著しい悪影響を与える薬物乱用の防止に向けて啓発に努めます。		関係機関と連携し広報啓発活動に努めます。	総務課自治防災室	P39
Ⅲ-1-(2)	50	健康診査の充実	①乳がん、子宮がんの早期発見、早期治療を図るため、健康診査の充実に努めます。		がん検診指針に基づいて乳がん・子宮がん検診を実施します。また、希望者に対して託児を実施します。	健康・子ども課	P39
Ⅲ-1-(2)	50	健康診査の充実	②女性を対象に骨粗しょう症検診を実施し、将来の骨折による寝たきり状態の予防に努めます。		市立病院で健診・検診を受ける40、45、50、55、60、65、70歳の女性に骨粗しょう症検診を実施します。	健康・子ども課	P39
Ⅲ-1-(2)	50	健康診査の充実	③職場での受診機会のない専業主婦などを対象に、健康診査の充実を図るとともに、個別に健康度を評価し、生活習慣病の予防に努めます。		健診を受けやすいよう、集団健診における早朝や土日に健診を実施します。	健康・子ども課・高齢者支援課	P39
Ⅲ-1-(2)	50	健康診査の充実	③職場での受診機会のない専業主婦などを対象に、健康診査の充実を図るとともに、個別に健康度を評価し、生活習慣病の予防に努めます。		市立病院では、健診を含め男女を問わず受診患者のプライバシーの保護と配慮に努めます。	市立病院	P39
Ⅲ-1-(2)	51	健康に関する相談、支援の充実	①国、北海道の支援制度や他自治体の取組を研究しながら、生理の貧困への対策について研究に努めます。		国、北海道の支援制度や他自治体の取組を研究しながら、生理の貧困への対策について研究します。	健康・子ども課・社会福祉課	P39
Ⅲ-1-(2)	51	健康に関する相談、支援の充実	②ライフステージに応じた健康上の相談に応じ、保健師、栄養士などが個人の健康に関する支援に努めます。		保健師や栄養士が、随時電話や面接、訪問で相談に応じます。	健康・子ども課	P39

基本目標 計画の基 本方向	項番	施策	取り組み	再掲	R05事業計画	担当所管	ページ
Ⅲ-1-(2)	51	健康に関する相談、支援の充実	③関係機関と連携し、HIV/エイズや性感染症などの相談業務の充実に努めます。		随時、電話や面接、訪問で相談に応じます。また、必要に応じて関係機関を紹介します。	健康・子ども課	P39
Ⅲ-1-(2)	52	スポーツ活動機会の充実	①健康増進のため適切な運動習慣を普及させ、年齢や体力に応じてスポーツに参加できる機会の提供に努めます。		総合体育館、温水プール等で開催される教室の情報を提供します。	生涯学習スポーツ課	P39
Ⅲ-2-(1)	53	介護保険事業の充実	①市民に対して、介護サービスの適切な利用の促進を図るため、出前講座の活用等により介護保険制度や地域支援事業の制度内容と、利用できるサービス内容、相談窓口などの情報提供に取り組みます。		①市民に対して、介護サービスの適切な利用の促進を図るため、出前講座の活用等により介護保険制度や地域支援事業の制度内容と利用できるサービス内容、相談窓口などの情報提供に取り組みます。	高齢者支援課	P41
Ⅲ-2-(1)	53	介護保険事業の充実	②高齢者が介護を必要とする状態になっても、その人らしく、安心して生活ができるよう地域の実情に応じた居宅サービス・施設サービスの充実に努めます。		高齢者が介護を必要とする状態になっても、その人らしく、安心して生活ができるよう、地域の実情に応じた居宅サービス・施設サービスの充実に努めます。	高齢者支援課	P41
Ⅲ-2-(1)	53	介護保険事業の充実	③利用者とサービス提供事業者との橋渡しとして重要な役割を担う介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質の向上を図るため、会議や研修会等を通じて情報交換や連絡体制の充実に努めます。		地域ケア会議による、情報交換・協議を行うとともに、北空知介護支援専門員連絡協議会、深川市認知症ケア研究会との連携を図ります。	高齢者支援課	P41
Ⅲ-2-(1)	53	介護保険事業の充実	④近年、一人暮らし高齢者や認知症高齢者が増加傾向にあることを踏まえ、高齢者が地域で尊厳を持って生活を送ることができるよう、生活する地域の身近なところでサービスを利用できる地域密着型サービスの充実に努めます。		運営推進会議に出席し、地域密着型サービスの質の向上に努めます。	高齢者支援課	P41
Ⅲ-2-(1)	54	介護予防・生活支援の充実	①要介護状態になることを予防し、地域活動への参加を促進するため、介護予防事業の開催や生活習慣病予防事業の充実に努めます。		要介護状態になることを予防するため身体機能の維持向上を目的とした事業(筋力アップ事業・筋力アップ事業フォロー事業)を実施します。	高齢者支援課	P41
Ⅲ-2-(1)	54	介護予防・生活支援の充実	①要介護状態になることを予防し、地域活動への参加を促進するため、介護予防事業の開催や生活習慣病予防事業の充実に努めます。		要介護状態になることを予防するために、体力や生活機能の維持向上を目的とした事業(健寿教室)を実施します。	高齢者支援課	P41
Ⅲ-2-(1)	54	介護予防・生活支援の充実	①要介護状態になることを予防し、地域活動への参加を促進するため、介護予防事業の開催や生活習慣病予防事業の充実に努めます。		要介護状態になることを予防し、地域支え合い活動を推進するため、介護予防サポーター養成講座(深まる講座)、介護予防ふれあいサロン普及啓発推進事業、生活介護支援サポーター養成ネットワークづくり事業等を実施します。	高齢者支援課	P41
Ⅲ-2-(1)	54	介護予防・生活支援の充実	①要介護状態になることを予防し、地域活動への参加を促進するため、介護予防事業の開催や生活習慣病予防事業の充実に努めます。		要介護状態になることを予防するため、閉じこもり、認知症、うつ予防事業(くらしかる・デアイの会)、訪問型介護予防事業を実施します。	高齢者支援課	P41
Ⅲ-2-(1)	54	介護予防・生活支援の充実	①要介護状態になることを予防し、地域活動への参加を促進するため、介護予防事業の開催や生活習慣病予防事業の充実に努めます。		要介護状態になることを予防し、地域活動への参加を促進するため、男性のための介護予防教室を実施します。	高齢者支援課	P41
Ⅲ-2-(1)	54	介護予防・生活支援の充実	②可能な限り在宅での日常生活が継続されるよう、配食サービス、外出支援サービスなど生活支援事業の充実を図るとともに、市民による地域の支え合い活動の促進に努めます。		市の行う給食サービス事業・移送サービスや民間事業者による各種サービスの実施、町内会・市民活動団体等による各種支え合い活動を実施するとともに、認知症高齢者見守りネットワークを促進します。	高齢者支援課	P41
Ⅲ-2-(1)	55	相談窓口の充実	①介護をする人の心身の負担を軽減するため、地域包括支援センターの専任職員をはじめ、各関係機関・団体の協力により相談業務の充実に努めます。		介護をする人の心身の負担を軽減するため、デ・アイ窓口での相談業務のほか、365日24時間市民の相談に応じます。	高齢者支援課	P41
Ⅲ-2-(2)	56	安定した老後生活の支援	①時代の流れとともに変化する年金制度について、関心と理解が深まるよう啓発を行うとともに、相談業務の充実に努めます。		年金制度について、関心と理解が深まるよう啓発を行うとともに、相談業務の充実に努めます。	市民課	P42
Ⅲ-2-(2)	56	安定した老後生活の支援	②高齢者などの様々な不安や悩みの解消を図るため、保健・医療・福祉などの関係各課との連携を強化し、相談窓口の充実に努めます。		高齢者の在宅生活を支援するため、保健・医療・福祉などの関係各課と連携し、随時相談に応じます。	高齢者支援課	P42
Ⅲ-2-(2)	56	安定した老後生活の支援	③高齢者などを狙った悪徳商法が巧妙かつ悪質化しており、その被害防止のため、深川地域消費者センター機能や啓発活動の充実に努めます。		高齢者などを狙った悪徳商法が巧妙かつ悪質化しており、その被害防止のため、深川地域消費者センター機能や啓発活動の充実に努めます。	商工労政課	P42
Ⅲ-2-(2)	56	安定した老後生活の支援	④高齢者などが安心して暮らせるよう、医療サービスの充実に努めます。		北海道後期高齢者医療広域連合が実施主体となり、市において各種申請受付及び相談を実施します。	市民課	P42
Ⅲ-2-(2)	56	安定した老後生活の支援	⑤高齢者などにとって安心な住環境づくりのため、バリアフリー(障壁のない)設計の住宅建設の奨励とバリアフリーリフォーム(障壁のない改築)促進のための情報提供、支援体制の充実に努めます。また、公営住宅についても、高齢世帯などに配慮した建設に努めます。		○民間住宅バリアフリー化 住宅助成制度により住宅バリアフリー化促進。	建築住宅課	P42
Ⅲ-2-(2)	57	地域福祉活動などの促進	①地域支え合い活動の担い手を育成し、市民主体の福祉活動を支援していきます。		高齢者の在宅生活を支援するため、災害時の支援だけでなく日常的な見守り体制の整備に努めます。	高齢者支援課	P42
Ⅲ-2-(2)	57	地域福祉活動などの促進	①地域支え合い活動の担い手を育成し、市民主体の福祉活動を支援していきます。		高齢者の在宅生活を支援するため、成年後見制度や権利擁護等の普及啓発に取り組みます。	高齢者支援課	P42
Ⅲ-2-(2)	57	地域福祉活動などの促進	①地域支え合い活動の担い手を育成し、市民主体の福祉活動を支援していきます。		高齢者の在宅生活を支援するため、認知症についての普及啓発に取り組みます。	高齢者支援課	P42

基本目標 計画の基 本方向	項番	施策	取り組み	再掲	R05事業計画	担当所管	ページ
Ⅲ-2-(2)	57	地域福祉活動などの促進	①地域支え合い活動の担い手を育成し、市民主体の福祉活動を支援していきます。		高齢者の在宅生活を支援および地域支え合い活動の担い手の育成を推進するため、介護予防サポーター養成講座(深まる講座)、介護予防ふれあいサロン普及啓発推進事業、生活介護支援サポーター養成ネットワークづくり事業等を実施します。	高齢者支援課	P42
Ⅲ-2-(2)	57	地域福祉活動などの促進	②高齢者などが生きがいを持って、自立した生活を送ることができるよう、シルバークラブ連合会・単位シルバークラブの活動を支援し、生きがいづくり事業の充実に努めます。		シルバークラブなど地域の自主的な活動を支援し、生きがいづくり事業の充実に努めます。	高齢者支援課	P42
Ⅲ-2-(3)	58	相談機能の充実	①母子・父子自立支援員や家庭児童相談員を配置し、子育てや生活相談をはじめ、就業情報などの提供に努めます。		母子・父子自立支援員を設置し、子育てや生活相談をはじめ、就業情報などの提供に努めます。また、新規に母子・父子自立支援プログラム策定事業により、母子・父子家庭の自立支援を図ります。	健康・子ども課	P43
Ⅲ-2-(3)	59	生活の安定と自立支援	①生活の安定と自立を促進するため、児童扶養手当の支給や母子・父子(寡婦)福祉資金の貸付などの制度の利用促進に努めます。		生活の安定と自立を促進するため、児童扶養手当等の支給や母子・父子(寡婦)福祉資金の貸付などの制度の利用促進に努めます。	健康・子ども課	P43
Ⅲ-2-(3)	59	生活の安定と自立支援	②ひとり親家庭において、自立のための資格取得や疾病など日常生活に一時的な支障が生じた場合に支援する日常生活支援事業の充実に努めます。		ひとり親家庭において、自立のための資格取得や疾病など日常生活に一時的な支障が生じた場合に支援する日常生活支援事業の利用促進に努めます。	健康・子ども課	P43
Ⅲ-2-(3)	59	生活の安定と自立支援	③就業に必要な知識や技能を修得し、ひとり親家庭の保護者などの主体的な能力開発や働く場における常用雇用の促進など、母子・父子家庭の自立の促進に努めます。		ひとり親家庭の保護者などの主体的な能力開発や働く場における常用雇用のため、就業に必要な知識や技能を修得する高等技能訓練促進事業の利用促進に努めます。	健康・子ども課	P43
Ⅲ-2-(3)	59	生活の安定と自立支援	④ひとり親家庭の児童が養育費を取得できるよう、養育費についての取り決めの促進に努めます。		ひとり親家庭の児童が養育費を取得できるよう、養育費についての取り決めの促進に努めます。	健康・子ども課	P43
Ⅲ-2-(3)	59	生活の安定と自立支援	⑤ひとり親家庭の児童とその保護者の保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費支給事業の利用促進に努めます。		医療費支給に関する資格確認、給付事業を実施し、制度内容を掲載する健康づくりカレンダーを作成します。	市民課	P43